

第14号議案

ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども
・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条
例

ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子
育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年ふじみ野市条例第
22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第43条第3項」を「第43条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年2月22日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の
整備に関する法律（令和2年法律第41号）の施行に伴い、条文を整理するた
め、ふじみ野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども
・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、
この案を提出するものである。